《緊急時対応マニュアル》

一般乗用旅客自動車運送事業者用

Ⅰ．事故

１．目的

一般乗用旅客自動車運送事業者に係る事故が発生した場合、国土交通省としても、速やかにこれらに係る状況を把握のうえ所要の対策を講じる必要があります。

また、平成２１年９月、消費者安全法が施行されたことにより、乗客に死者若しくは重傷者が生じた事故又は当該事故を発生させるおそれがあった事故については、同法第２条第６項に規定する「消費者重大事故等」に該当し、同法第１２条第１項に基づき国土交通大臣から内閣総理大臣（消費者庁）への通知を行う必要があります。

このため、以下の事故に関する情報の各地方運輸支局等への速報手順及びその他各種対応等を定め、事業者の皆様に速やかな報告をお願いすることによって、国土交通省への情報の迅速な伝達及び円滑な対応を図ることを本マニュアル作成の目的としています。

※ 本マニュアルにおける速報対象の事故が「自動車事故報告規則」（昭和２６年１２月２０日運輸省令第１０４号。以下「報告規則」といいます。）第４条又は「自動車運送事業者等が引き起こした社会的影響が大きい事故の速報に関する告示」（平成２１年１１月２０日国土交通省告示第１２２４号。以下「告示」といいます。）第１項に基づく速報対象の事故である場合、本マニュアルによる速報をもって報告規則又は告示に基づく速報に代えることができます。

本マニュアルによる速報後は、報告規則第２条に該当する事故にあっては、報告規則第３条に基づき、同条に規定する期限以内に「自動車事故報告書」を提出して下さい。

２．事故発生時の対応

（１）速報の対象となる事故

速報していただく事故は、以下のとおりです。

① 乗客、乗員、歩行者その他を問わず１名以上の死者を生じた事故（報告規則第４条第１項第２号イ）

② 乗客、乗員、歩行者その他を問わず５名以上の重傷者を生じた事故（報告規則４条第１項第２号ロ）

③ 乗客に１名以上の重傷者を生じた事故（報告規則第４条第１項第２号ハ）

④ 乗客、乗員、歩行者その他を問わず１０名以上の負傷者（重傷、軽傷を問わない）を生じた事故（報告規則第４条第１項第３号）

⑤ 転覆し、転落し、火災（積載物品の火災を含む。）を起こし、又は鉄道車両（軌道車両を含む。）と衝突し、若しくは接触した事故（報告規則第４条第１項第１号）

⑥ 酒気帯び運転（道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第６５条第１項の規定に違反する行為をいう。）を伴う事故（報告規則第４条第１項第５号）

⑦ 自然災害に起因する可能性のある事故（マニュアル固有）

⑧ その他事故に関し報道機関による報道があったとき又は取材・問い合わせがあったとき（告示第１項）

（２）速報（第１報）

速報の対象となる事故が発生した際には、以下の手順等及び別添１の連絡フローにより報告をお願いします。

① 速報手順

緊急連絡担当者（※）は、第１報を速やかに高知運輸支局緊急連絡担当先（注）へご連絡下さい。

事故について、運転者からの報告など、如何なる形態であれ、その発生を知り得た場合は、当該事故に関する情報内容が十分に把握できていない場合であっても、

把握している範囲で結構ですので、速やかに第１報を高知運輸支局緊急連絡担当先あてに報告をお願いします。

（※）御社の中であらかじめ選任をお願いします。

（注）高知運輸支局緊急連絡担当先

【連絡先の勤務時間内（祝祭日を除く月曜～金曜の８：３０～１７：１５）】

高知運輸支局検査整備保安部門（保安担当）

ＴＥＬ：０８８－８６６－７３１３

ＦＡＸ：０８８－８６６－７３１５（別添様式）

【連絡先の勤務時間外（月曜～金曜の勤務時間内以外の時間帯、土・日及び祝祭日）】

携帯電話：０９０－８２８０－７３４６

（☆）２．（１）①、②又は④で乗客に係るもの及び③については、特に速やかな報告をお願いします。

② 報告事項

以下の項目について把握している内容を報告してください。

ア 事業者名

イ 発生日時

ウ 発生場所

エ 事故車の登録番号

オ 死者数、重傷者数及び重傷・軽傷を含めた負傷者数

（それぞれ乗客、乗員、その他の別ごとに。区別がわからない場合は合計数のみ記載し報告をお願いします。）

カ 事故概要

キ 情報入手先

ク その他判明している事項

ケ　緊急連絡担当者名及び連絡先

（３）第１報後の対応

以下の手順及び別添１の連絡フローにより対応をお願いします。
緊急連絡担当者は、第１報報告後の追加情報についても、高知運輸支局緊急連絡担当先に速やかに報告していただくとともに、四国運輸局又は高知運輸支局緊急連絡担当先からの問い合わせに対応できる態勢をとっていただくようお願いします。

３．その他

特に連絡のとりにくい休日・夜間においても、緊急連絡担当者の不在により、情報の把握・伝達ができないといったことがないよう、連絡体制の徹底をお願いします。
このため、緊急連絡担当者が不在の場合であっても支障なく情報連絡が行われるよう緊急連絡担当者に代わる方を２名以上選任して下さい。

【タクシー事業者】　　（別添1）

事故発生時における緊急連絡体制のフロー

速報対象となる事故

下記の事故が発生した場合には速やかに報告して下さい。

1. 乗客、乗員、歩行者その他を問わず1名以上の死者を生じた事故
2. 乗客、乗員、歩行者その他を問わず5名以上の重傷者を生じた事故
3. 乗客に1名以上の重傷者を生じた事故
4. 乗客、乗員、歩行者その他を問わず10名以上の負傷者（重傷、軽傷を問わない）を生じた事故
5. 転覆、転落、火災（積載物品の火災を含む）を起こし、又は鉄道車両（軌道車両を含む。）と衝突若しくは接触した事故
6. 酒気帯び運転を伴う事故
7. 自然災害に起因する可能性のある事故
8. その他社会的影響が大きいと認める事故（例：報道機関による報道があったとき又は取材を受けたとき）

一般乗用旅客自動車運送事業者

速やかに　報　告

1．～4．（1．、2．及び4．については乗客に係るもの）は速やかに！

報告は管轄の運輸支局へ！

高知運輸支局検査・整備・保安部門

［連絡先の勤務時間内（8：30～17：15）］
直通電話　：　088－866－7313　　FAX　：　088－866－7315
［連絡先の勤務時間外・休日］
携帯電話　：　090－8280－7346

報告事項

第1報は把握している範囲で速やかに！

①事業者名　②発生日時　③発生場所
④事故車の登録番号　⑤死者数、重傷者数及び負傷者数　⑥事故概要
⑦情報入手先　⑧その他判明している事項
⑨緊急連絡担当者名及び連絡先
※　第1報報告後の追加情報も速やかに報告

【別添様式】

ＦＡＸ送信票

高知運輸支局検査・整備・保安部門　あて　　年　　月　　日
FAX ： 088－866－7315　　時　　分　　現在

事故報告（第　　報）

事業者名	
事故発生日時	年　　月　　日　　時　　分
事故発生場所	
事故車の登録番号	

	死者数	うち 重傷者数	総負傷者数
乗客	名	名	名
乗員	名	名	名
その他	名	名	名
合計	名	名	名

＜事故概要＞

情報入手先	

＜その他判明している事項＞

【緊急連絡先担当者・連絡先】

氏名 ：　　TEL ：

※　乗客・乗員その他区分がわからない場合は合計欄のみ記入。

Ⅱ．事件

１．目的

一般乗用旅客自動車運送事業者に運行の安全にかかわる事件が発生した場合及びタクシー強盗が発生した場合、国土交通省としても、速やかにこれらに係る状況を把握のうえ所要の対策を講じる必要があります。また、車両の爆破予告など重大事件が発生するおそれがある場合には、事件の未然の防止を図ることが求められております。

このため、以下の事件等に関する情報の速報手順及びその他各種対応等を定め、事業者の皆様に速やかな報告をお願いすることによって、情報の迅速な伝達及び事件等への円滑な対応を図ることを本マニュアル作成の目的としています。

２．特定重大事件発生時の対応

（１）速報の対象となる特定重大事件

速報していただく特定重大事件は、以下のとおりです。

① 施設の不法占拠

② 爆弾又はこれに類するものの爆発

③ 核・放射性物質、生物剤又は化学剤の散布

（２）速報（第１報）

速報の対象となる特定重大事件が発生した際には、以下の手順等及び別添２の連絡フローにより報告をお願いします。

① 速報手順

緊急連絡担当者（※）は、第１報を直ちに高知運輸支局緊急連絡担当先（注）へご連絡ください。

事件について、運転者からの報告等により、その発生を知り得た場合は、当該事件に関する情報内容が十分に把握できていない場合であっても、把握されている範囲で結構ですので、直ちに第１報を高知運輸支局緊急連絡担当先に報告をお願いします。

（※）御社の中であらかじめ選任をお願いします。

（注）高知運輸支局緊急連絡担当先

【連絡先の勤務時間内（祝祭日を除く月曜～金曜の８：３０～１７：１５）】

高知運輸支局検査整備保安部門（保安担当）

ＴＥＬ：０８８－８６６－７３１３

ＦＡＸ：０８８－８６６－７３１５（別添様式１）

【連絡先の勤務時間外（月曜～金曜の勤務時間内以外の時間帯、土・日及び祝祭日）】

携帯電話：０９０－８２８０－７３４６

② 速報手段

通常の勤務時間内（月曜～金曜の８：３０～１７：１５）にあっては、直通電話又は携帯電話へご連絡ください。

勤務時間外（月曜～金曜の勤務時間内以外の時間帯、土・日及び祝祭日）にあっては、携帯電話へご連絡ください。

③ 報告事項

以下の項目について把握している内容を報告してください。

ア 事件種別
イ 事件概要
ウ 被害の概要（死傷者数など）
エ 事業者名
オ 発生日時
カ 発生場所
キ 被害車両の情報（登録番号など）
ク 警察への届出の有無及び警察の対応状況
ケ 情報入手先
コ その他把握している事項
サ 今後の対応
シ 緊急連絡担当者名及び連絡先

（３）第１報後の対応

緊急連絡担当者は、第１報後に把握した追加情報についても、高知運輸支局緊急連絡担当先に速やかに報告していただくとともに、四国運輸局及び高知運輸支局緊急連絡担当先からの問い合わせに対応できる態勢をとっていただくようお願いします。

３．重大事件発生時の対応

（１）速報の対象となる重大事件

特定重大事件以外の次の事件です。

① 乗客に死者が出た事件
② 乗員による業務中の暴行事件
③ その他報道機関などから取材、問い合わせを受けた事件又は報道のあった事件であって、運行の安全に支障を及ぼす、又は及ぼすおそれのあるもの
④ タクシー強盗が発生し、乗員に死傷者が出た場合

（２）速報（第１報）

速報の対象となる重大事件が発生した際には、以下の手順等及び別添２の連絡フロー

により報告をお願いします。

① 速報手順

緊急連絡担当者は、第１報を速やかに高知運輸支局緊急連絡担当先（注）へご連絡ください。

事件について、運転者からの報告等により、その発生を知り得た場合は、当該事件に関する情報内容が十分に把握できていない場合であっても、把握されている範囲で結構ですので、速やかに第１報を高知運輸支局緊急連絡担当先に報告をお願いします。

（注）高知運輸支局緊急連絡担当先

【連絡先の勤務時間内（祝祭日を除く月曜～金曜の８：３０～１７：１５）】

高知運輸支局検査整備保安部門（保安担当）

ＴＥＬ：０８８－８６６－７３１３

ＦＡＸ：０８８－８６６－７３１５（別添様式２）

【連絡先の勤務時間外（月曜～金曜の勤務時間内以外の時間帯、土・日及び祝祭日）】

携帯電話：０９０－８２８０－７３４６

② 速報手段

通常の勤務時間内（月曜～金曜の８：３０～１７：１５）にあっては、直通電話又は携帯電話へご連絡ください。

勤務時間外（月曜～金曜の勤務時間内以外の時間帯、土・日及び祝祭日）にあっては、携帯電話へご連絡ください。

③ 報告事項

以下の項目について把握している内容を報告してください。

ア　事件概要
イ　被害の概要（死傷者数など）
ウ　事業者名
エ　発生日時
オ　発生場所
カ　被害車両の情報（登録番号など）
キ　警察への届出の有無及び警察の対応状況
ク　情報入手先
ケ　その他把握している事項
コ　今後の対応
サ　緊急連絡担当者名及び連絡先

（３）第１報後の対応

緊急連絡担当者は、第１報後に把握した追加情報についても、高知運輸支局緊急連絡担当先に速やかに報告していただくとともに、四国運輸局又は高知運輸支局緊急連絡担当先からの問い合わせに対応できる態勢をとっていただくようお願いします。

４．特定重大事件又は重大事件の予告時の対応

（１）速報の対象となる事件予告

・特定重大事件又は重大事件に係る予告電話、インターネットへの書き込みその他の予告行為

（２）速報（第１報）

速報の対象となる事件予告があった際には、以下の手順等及び別添２の連絡フローにより報告をお願いします。

① 速報手順

緊急連絡担当者は、第１報を速やかに高知運輸支局緊急連絡担当先（注）へご連絡ください。

事件について、運転者からの報告等により、その発生を知り得た場合は、当該事件に関する情報内容が十分に把握できていない場合であっても、把握されている範囲で結構ですので、速やかに第１報を高知運輸支局緊急連絡担当先に報告をお願いします。

（注）高知運輸支局緊急連絡担当先

【連絡先の勤務時間内（祝祭日を除く月曜～金曜の８：３０～１７：１５）】

高知運輸支局検査整備保安部門（保安担当）

ＴＥＬ：０８８－８６６－７３１３

ＦＡＸ：０８８－８６６－７３１５（別添様式３）

【連絡先の勤務時間外（月曜～金曜の勤務時間内以外の時間帯、土・日及び祝祭日）】

携帯電話：０９０－８２８０－７３４６

② 速報手段

通常の勤務時間内（月曜～金曜の８：３０～１７：１５）にあっては、直通電話又は携帯電話へご連絡ください。

勤務時間外（月曜～金曜の勤務時間内以外の時間帯、土・日及び祝祭日）にあっては、携帯電話へご連絡ください。

③ 報告事項

以下の項目について把握している内容を報告してください。

ア 事業者名

イ 受信日時、受信者、受信方法、受信回数等

ウ 予告日時、予告場所、予告内容

エ 情報入手先

オ 警察への届出の有無及び警察の対応状況
カ その他把握している事項
キ 今後の対応
ク 緊急連絡担当者名及び連絡先

（３）第１報後の対応

緊急連絡担当者は、第１報後に把握した追加情報についても、高知運輸支局緊急連絡担当先に速やかに報告していただくとともに、四国運輸局又は高知運輸支局緊急連絡担当先からの問い合わせに対応できる態勢をとっていただくようお願いします。

５．その他

特に連絡のとりにくい休日・夜間においても、緊急連絡担当者の不在により、情報の把握・伝達ができないといったことがないよう、連絡体制の徹底をお願いします。

このため、緊急連絡担当者が不在の場合であっても支障なく情報の把握・伝達が行われるよう緊急連絡担当者に代わる方を２名以上選任してください。

事件発生時における報告フロー　（別添2）

特定重大事件	重大事件	事件の予告
次の事件が発生した場合 〇施設の不法占拠 〇爆弾又はこれに類するものの爆発 〇核・放射性物質、生物剤又は化学剤の散布	次の事件が発生した場合 〇乗客に死者が出た事件 〇乗員による業務中の暴行事件 〇その他報道機関から取材、問い合わせを受けた事件又は報道にあった事件であって、運行の安全に支障を及ぼすおそれのあるもの 〇タクシー強盗が発生し、乗員に死傷者が出た場合	〇特定重大事件又は重大事件に係る予告電話、インターネットへの書き込みその他の予告行為

一般乗用旅客自動車運送事業者

事件発生後直ちに連絡　　事件発生後速やかに連絡

報告は管轄の運輸支局へ！

高知運輸支局検査・整備・保安部門

［連絡先の勤務時間内（8：30～17：15）］
直通電話　：　088－866－7313　　FAX　：　088－866－7315
［連絡先の勤務時間外・休日］
携帯電話　：　090－8280－7346

特定重大事件及び重大事件の報告事項

［第1報報告事項］
①事件種別（特定重大事件のみ）　②事件概要　③被害の概要
④事業者名　⑤発生日時　⑥発生場所　⑦被害車両の情報
⑧警察への届出の有無及び警察の対応状況　⑨情報入手先
⑩その他判明している事項　⑪今後の対応
⑫緊急連絡担当者名及び連絡先

※　第1報後も把握した情報を速やかに報告

予告時の報告事項

［第1報報告事項］
①事業者名
②受信日時、受信者、受信方法、受信回数等
③予告日時、場所、受信内容
④情報入手先
⑤警察への届出の有無及び警察の対応状況
⑥その他把握している事項　⑦今後の対応
⑧緊急連絡担当者名及び連絡先
※　第1報後も把握した情報を速やかに報告

【別添様式1】

ＦＡＸ送信票

高知運輸支局検査・整備・保安部門　あて　　年　　月　　日
FAX　：　088－866－7315　　時　　分　　現在

特定重大事件報告（第　　報）

事件種別	施設の不法占拠　　爆弾等の爆発　　核物質等の散布 （いずれかを○で囲む）
＜事件概要＞	
被害の概要 （死傷者数など）	
事業者名	
発生日時	年　　月　　日　　時　　分
発生場所	
被害車両の情報 （登録番号など）	
警察への届出の有無	
＜警察の対応状況＞	
情報入手先	
＜その他判明している事項＞	
＜今後の対応＞	
【緊急連絡先担当者・連絡先】 氏名　：　　TEL　：	

【別添様式2】

ＦＡＸ送信票

高知運輸支局検査・整備・保安部門　あて　　年　　月　　日
FAX　：　088－866－7315　　時　　分　　現在

重大事件報告（第　　報）

＜事件概要＞

被害の概要 （死傷者数など）	
事業者名	
発生日時	年　　月　　日　　時　　分
発生場所	
被害車両の情報 （登録番号など）	
警察への届出の有無	

＜警察の対応状況＞

情報入手先	

＜その他判明している事項＞

＜今後の対応＞

【緊急連絡先担当者・連絡先】

氏名　：　　TEL　：

【別添様式3】

ＦＡＸ送信票

高知運輸支局検査・整備・保安部門　あて　　年　　月　　日
FAX　：　088－866－7315　　時　　分　　現在

事件予告報告（第　　報）

事業者名	
受信日時	年　　月　　日　　時　　分
受信者	
受信方法	
受信回数	
予告日時	年　　月　　日　　時　　分
予告場所	

＜予告内容＞

警察への届出の有無	

＜警察の対応状況＞

情報入手先	

＜その他判明している事項＞

＜今後の対応＞

【緊急連絡先担当者・連絡先】

氏名　：　　TEL　：